

特定建設作業のしおり

高松市 環境局

環境指導課

高松市木太町 2282-1 環境業務センター 2F

電話 087 - 834 - 5755

FAX 087 - 837 - 1458

建設業界のみなさんへのお願い

環境指導課には毎年多くの苦情が寄せられ、それが近隣トラブルに発展するケースが増加しています。中でも建設・解体工事に伴う騒音、振動の苦情は、かなりの比率を占めています。しかし、これらの苦情を調査してみると、建設・解体工事により発生する騒音や振動よりも施工業者の近隣に対する事前の工事説明不足が原因で苦情につながるケースが多く見受けられます。たとえば、次のような苦情がよく寄せられます。

「今朝から何の知らせもなく工事が突然始まって……」

「事前に現場の人から工事を始めるという連絡は受けたが、あんなに大きな機械を使うとは思わなかった……」

「解体工事のホコリで洗濯物が汚れた、連絡を受けていれば外には干さなかったのに……」

建設現場周辺の住民は、それまで何もなかった場所にある日突然、建設資材が運び込まれたり、あるいは急に大きな建設機械が動き出したりするということに少なからず不安な気持ちを抱くものです。工事を始める前に、近隣に対して十分に工事説明を行えば、少なくとも、このようなことはなくなるでしょう。ちょっとした注意で、近隣とのトラブルを防ぐことができます。

— ポイント！ —

■なにごと最初が肝心

工事開始前に一言挨拶をしておくだけで、後々のトラブルを未然に防ぐことができ、クレームが出てから初めて説明をするよりは、ずっとスムーズに解決するはずです。少なくとも着工の2～3日前には近隣の住民に対して工事の内容や工期などを具体的に説明しておくといよいでしょう。くれぐれも最初が肝心です。

建設・解体工事に係わる注意事項

建設・解体工事における騒音、振動、粉じん等の防止対策で最も大切なことは、着工前の計画段階で周辺への影響を検討し適切な防止対策をとることです。

1. 周辺住民に対して、事前に工事内容、工事期間、使用機械等の説明を行う。
 - 戸別訪問や、お知らせのチラシの配布等
 - 工程や担当者の連絡先を記載した掲示板の設置
2. 可能な限り**低騒音、低振動工法**を採用する。
3. 工事現場の周囲は、防音パネルやシートで養生する。
4. コンプレッサーなど同じ場所で長時間使用する機械は、周辺への影響の少ない場所に設置する。
5. 騒音、振動が発生する機械の使用については、使用時間を考慮する。
(朝の早い時間や、夕方以降の使用は控える。)
6. アスベストを使用した建築物の解体作業等を行う場合は、アスベストの飛散防止に努めるとともに、可能な限り現場での加工を避ける。
※大気汚染防止法にもとづく届出が必要な場合がありますので、環境指導課（電話 087 - 834 - 5755）までお問合せ下さい。
7. 工事に伴って粉じんが発生する場合は、散水、覆い等を施す。
8. 騒音、振動等の公害の発生状況を監視し、住民からの苦情等に対応すべき工事現場責任者を配置する。
9. その他、周辺に対する影響を少なくするよう努力する。

法律の遵守

- 特定建設作業実施届出書の提出
 - 規制基準の遵守
- ・ ・ ・ 次項の「特定建設作業実施届について」をご覧ください。

特定建設作業実施届について

騒音規制法と振動規制法では、建設・解体工事により発生する騒音や振動によって作業の周辺の生活環境が著しく損なわれることを防止するため、特に著しい騒音や振動を発生する作業を指定し、届出と規制基準の遵守を定めています。

1. 規制の対象となる作業

●騒音規制法に定める特定建設作業（8種類）

1	くい打機を使用する作業 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。） ※バイブロハンマーは届出対象
2	びょう打機を使用する作業 びょう打機
3	さく岩機を使用する作業 さく岩機（ハンドブレーカー、油圧ブレーカー等）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。）
4	空気圧縮機を使用する作業 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上で、さく岩機の動力として使用する場合を除く。）
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを使用する作業 コンクリートプラント（気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が20kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウを使用する作業 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW、107ps以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベルを使用する作業 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW、94ps以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザーを使用する作業 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW、54ps以上のものに限る。）を使用する作業

※備考

- 1 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く
- 2 庵治町、香南町、塩江町、男木町、女木町、菅沢町は適用外
- 3 機械については、原則、日本標準商品分類による
(http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/syuhin/2index.htm)

●振動規制法に定める特定建設作業（４種類）

1	くい打機を使用する作業 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 ※バイブロハンマーは届出対象
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業 舗装版破碎機（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。）
4	ブレーカーを使用する作業 ブレーカー（油圧ブレーカー；手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。）

※備考

- 1 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く
- 2 庵治町、牟礼町、国分寺町、香南町、香川町、塩江町、男木町、女木町、菅沢町は適用外
- 3 機械については、原則、日本標準商品分類による
(http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/syuhin/2index.htm)

2. 特定建設作業に伴う騒音・振動の勧告基準

特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準（別表第1）

項目		騒音	振動
騒音・振動レベル （音・振動の大きさ） 該当作業現場の敷地の境界線 での数値です。		85デシベルを 超えないこと	75デシベルを 超えないこと
1日の作業時間	1号区域	午前7時から午後7時までの中で10時間以内	
	2号区域	午前6時から午後10時までの中で14時間以内	
連続作業日数		最大6日間以内（通常 月曜日から土曜日まで）	
作業の禁止日		原則として日曜、休日は禁止	

- * 1号区域とは、第一種・第二種低層住居低層用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、指定地域内で用途地域の定められていない地域。また、工業地域及び工業専用地域にあっては学校・病院等の周囲80m以内の区域。
- * 2号地域とは指定地域のうち、1号区域以外の区域。

ただし、上記の基準には以下の適用除外項目が設けられています。

作業時間の制限	イ. 災害その他非常事態の復旧のために緊急に実施する作業 ロ. 人の生命、身体の危険を防止するため実施する作業 ハ. 鉄道の正常運転を確保するために実施する作業 ニ. 道路法による道路専用許可条件及び道交法による道路使用許可条件で、夜間（休日）の指定がある場合
連続作業の制限	イ. 災害その他非常事態の復旧のために緊急に実施する作業 ロ. 人の生命、身体の危険を防止するため実施する作業
作業の禁止日	イ. 災害その他非常事態の復旧のために緊急に実施する作業 ロ. 人の生命、身体の危険を防止するため実施する作業 ハ. 鉄道の正常運転を確保するために実施する作業 ニ. 道路法による道路専用許可条件及び道交法による道路使用許可条件で、夜間（休日）の指定がある場合

3. 届出期限

高松市内（騒音規制法においては、庵治町、香南町、塩江町、男木町、女木町、菅沢町を除く。振動規制法においては、庵治町、牟礼町、国分寺町、香南町、香川町、塩江町、男木町、女木町、菅沢町を除く。）で特定建設作業を実施する場合、その元請事業者は該当する特定建設作業の種類ごとに作業の開始の7日前までに、特定建設作業実施届出書を環境指導課へ提出してください。（記載例参照）

道路交通法による道路使用許可を受け、夜間や休日に作業をする場合は、許可証の写しを添えてください。

未届で当該作業を実施した場合は、罰則の対象となります。

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14

届出期限

特定建設作業開始日

4. 報告及び検査

建設作業に伴う騒音、振動により苦情が寄せられた場合は環境指導課の職員が工事施工者に対し、必要な事項の報告を求め、又は、立入検査をすることがあります。

5. 改善勧告及び改善命令

騒音、振動が別表第1に掲げる勧告基準に適合せず、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合は、騒音、振動の防止の方法を改善し、又は1日における延べ作業時間を最小限4時間までに短縮すべきことの勧告又は命令を受けることがあります。

6. 罰則

届出義務違反（未届、虚偽の届出）、改善命令違反、報告・検査の妨害などを行った場合、罰則が適用されます。

7. 届出書

届出書は、様式をコピーして使用して下さい。

また、各届出書の様式は高松市ホームページ内 環境指導課サイトからダウンロード（Word版、PDF版）することもできます。

環境指導課サイト 「建設業界のみなさんへのご願い！」をご覧ください。

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/1388.html>

8. 届出部数

届出書ごとに2部提出してください。受付後、1部ずつ返却します。

特定建設作業実施届出書

平成 年 月 日

高松市長 殿

提出部数は正・控の2部
作業開始日の7日前までに提出

届出者は元請業者の代表者
現場監督は不可

高松市〇〇町×××-×
株式会社 △△△△建設

代表者印

届出者 代表取締役 高松 太郎
郵便番号(-)電話番号(- -)

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届出ます。

建設工事の名称	〇〇ビル解体工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート5階建事務所ビル			
特定建設作業の種類	さく岩機を使用する作業			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行例別表第2に規定する機械の名称、型式及び使用	ブレーカー油圧型 △△製 890Kg 1台			
特定建設作業の場所	〇〇町〇丁目×××-×			
特定建設作業の実施の期間	自 平成 27年 4月 1日 日曜・祝日を除く 至 平成 27年 4月 11日 5日間			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 9時	至 17時	5日間	20時間
騒音防止の方法	防音シート、遮音板、消音装置			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	株式会社 〇〇商事 代表取締役 環境 守 高松市〇〇町△△△-△ 電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	現場事務所 監督 高松 次郎 高松市△△町□□□-□ 電話番号 ××× - ××××			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社 □□工業 代表取締役 指導 花子 高松市□□町〇 - 〇 - 〇 電話番号 ◇◇◇ - ◇◇◇◇			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	現場事務所 監督 指導 一郎 高松市□□町〇 - 〇 - 〇 電話番号 ◇◇◇ - ◇◇◇◇			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

以下の中から記入する
 1 くい打機を使用する作業
 2 びょう打機を使用する作業
 3 さく岩機を使用する作業
 4 空気圧縮機を使用する作業
 5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを使用する作業
 6 バックホウを使用する作業
 7 トラクターショベルを使用する作業
 8 ブルドーザーを使用する作業

添 付 書 類

付近の見取図

工事図面又は住宅地図などのコピーを別紙として添付していただいても結構です。

工事工程表

前項の作業期間を例示とすると

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			← 実施期間 →			
5	6	7	8	9	10	11
				← 実施期間 →		

別紙として添付していただいても結構です。

備 考

1. この届出書は、騒音規制法施行令別表2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
2. 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
3. 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
4. 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめて差し支えない。
5. ※印の欄には、記載しないこと。
6. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
7. 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

特定建設作業実施届出書

平成 年 月 日

高松市長 殿

届出者 ㊟

郵便番号 (-) 電話番号 (- -)
(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される騒音規制法施行例別表第2に規定する機械の名称、型式及び使用				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間	自 年 月 日	至 年 月 日	日間	
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時		時間
騒音防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	電話番号			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

添 付 書 類

付近の見取図

工事工程表

備 考

1. この届出書は、騒音規制法施行令別表2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
2. 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
3. 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
4. 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめて差し支えない。
5. ※印の欄には、記載しないこと。
6. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
7. 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

特定建設作業実施届出書

平成 年 月 日

高松市長 殿

届出者 ㊟

郵便番号 (-) 電話番号 (- -)
(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

特定建設作業を実施するので、振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される振動規制法施行例別表第2に規定する機械の名称、型式及び使用				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間	自 年 月 日	至 年 月 日	日間	
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時		時間
振動防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	電話番号			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

添 付 書 類

付近の見取図

工事工程表

備 考

1. この届出書は、振動規制法施行令別表2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
2. 特定建設作業の種類欄には、振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
3. 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
4. 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめて差し支えない。
5. ※印の欄には、記載しないこと。
6. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
7. 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。